

生駒市規則第 25 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 47 年 12 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

第 2 条の 4 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 1 の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 1 条第 1 項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、
単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により
行われるものであることとする。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第11条第1項中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号
までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「（昭和42年法律第121号）第29条第6項」を「第29条第8項」に改め、附則第6項中「等級に該当
する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

様式第12号別記第8項第2号イ中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

様式第19号の福祉事業記録簿中

在宅介護を行う介護人の派遣					を
在宅介護のための住宅					

在宅介護を行う介護人の派遣					に、
---------------	--	--	--	--	----

長期家族介護者援護金					を
身体障害者用自動車					

長期家族介護者援護金					に
------------	--	--	--	--	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。